

指定短期入所事業所 ひかり苑 管理運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ひかり苑が設置する指定短期入所事業所ひかり苑（以下「事業所」という。）において障害者総合支援法（平成 25 年 4 月 1 日 以下「法」という。）に基づく指定短期入所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な介護及び保護を適切に行うものとする。

- 2 事業の実施に当っては、利用者の必要などきに必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 前3項のほか、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第3条 事業所は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

- 1 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- 2 体験の機会・場 病院や施設、親元からの自立に当たって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者支援施設ひかり苑
- (2) 所在地 山口県光市光ヶ丘 3-17

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を

行う。

- (2) サービス管理責任者 2名（兼務）（内1名兼務）
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 看護師 2名
看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。
- (4) 生活支援員 29名
生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。
- (5) 管理栄養士 1名（兼務）
管理栄養士は献立を作成し、利用者の栄養管理を行う。
- (6) 調理職員 5名（兼務）
調理職員は利用者に給食サービスの提供を行う。
- (7) 事務職員 5名
事務職員は、事業所に必要な事務を行う。

（主たる対象とする障害の種別）

第6条 事業所の主たる対象は、知的障害者及び知的障害児とする。

（短期入所の定員）

第7条 事業所の短期入所定員は19名とする。

（短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額）

第8条 事業所が提供する短期入所の内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場合は利用者負担額については、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用額の1割に相当する額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額範囲内の額とする。

- (1) 食事の提供
 - (2) 入浴又は清拭
 - (3) 身体等の介護
 - (4) 機能訓練
 - (5) 生活相談
 - (6) 健康管理
- 2 事業所は短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。
- (1) 食事の提供 朝食 250 円、昼食 600 円、夕食 600 円
 - (2) 光熱水費 358 円／日
 - (3) 日用品 実費
 - (4) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 第2項の費用の支払を受けた場合は、領収書を発行する。
- 4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意（記名捺印）を受ける

ものとする。

(送迎の実施)

第8条 当該サービスの利用に対し必要な送迎は原則行わないものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、指定障害者支援施設は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービスの利用に係る留意事項)

第10条 サービス利用に当っては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、短期入所の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業所は、短期入所の提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止のための措置)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情解決)

第15条 事業所は、その提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修
 - (2) 継続研修
- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 5 事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ひかり苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

知的障害者更生施設ひかり苑知的障害者・児童指定短期入所事業運営規程（平成15年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は令和4年7月1日から施行する。

余白ページ

余白ページ